

川口市自主防災組織育成指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定及び川口市地域防災計画に基づき、市内の自主防災組織（以下「組織」という。）及び地区防災連合会（以下、「連合会」という。）の育成及び指導等について必要な事項を定めることにより、効率的で効果的な防災活動を促し、地域防災力の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 住民の隣保協同の精神に基づき、町会又は自治会（以下「町会等」という。）を単体として自発的に防災に関する活動を行う団体のことをいう。ただし、町会等の規模に応じ、隣接した町会等と共同して一つの組織を結成することができるものとする。
- (2) 地区防災連合会 地区連合町会区域内の全ての組織が、相互連携して防災活動にあたるために設けられた集合体のことをいう。
- (3) 地区防災拠点 連合会に配備された防災資機材等を保管するための施設のことをいう。
- (4) 防災リーダー 組織の活動の活性化に寄与することを目的として、市長が認定した者のことをいう。

(育成指導方針)

第3条 市が実施する育成指導方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 組織の結成にあたっては、危機管理部危機管理課、消防局及び町会等が互いに協力し行うものとする。
- (2) 組織の育成及び指導にあたっては、地域住民の自主性を尊重し、地域の実情に応じ災害発生時に有効な防災活動が行われるよう指導するものとする。

とする。

(3) 組織が実施する防災訓練等の事業をより充実したものにするために、防災リーダーの育成を促進するものとする。

(担当機関)

第4条 組織の育成及び指導は、危機管理部危機管理課及び消防局等が共同して行うものとし、総括的事務は危機管理部危機管理課において行うものとする。

(組織の結成及び編成)

第5条 組織は、既存の地域防災団体、地域内の事業所、防災組織、消防団、防災リーダー、マンション管理組合等と有機的に連携し、機能的に一体化を図るとともに、防災面におけるコミュニティの形成に資するよう努めるものとする。

2 組織を結成又は変更しようとする者は、自主防災組織（結成・変更）報告書（様式第1号）に規約、役員名簿、組織編成図、区域図その他市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

3 組織の名称は、組織相互の連絡調整のため統一を図るよう努めるものとし、〇〇町会防災部又は〇〇自治会防災部とする。

4 組織に次の各号に掲げる役員を置くものとする。

(1) 部長

(2) 副部長

(3) 班長

(4) 会計

(5) 監査役

5 組織に次のとおり本部及び各班を設置し、各班から班長を選出するものとする。その際、地域の実情を踏まえ、組織の区域内にあるマンション等を活動班の一つとして位置づけることができるものとする。

(1) 本部（部長、副部長、会計、監査役及び各班長等で編成する。）

(2) 情報班

(3) 消火班

(4) 救出救護班

(5) 避難誘導班

(6) 給食給水班

(7) ○○(マンション名)班など地域の実情により必要とされる班

6 組織の規模が大きい場合は、おおむね200～300世帯を目安として組織を複数のブロックに分割することができる。その際、各ブロックから班長を選出するものとし、各ブロックの班長の中からブロック長を1名選出するものとする。

7 組織の任務分担は、別図1の例に掲げるとおりとする。

8 自主的な防災意識の高揚を図るため、シンボル・マーク及びシンボル・カラーを別図2に掲げるとおり定める。

(組織の連携)

第6条 組織は、第1条に規定する目的を達成するために、地区連合町会区域内の全ての組織が相互連携し、広域的な防災活動を図ることとし、その名称は○○地区防災連合会とするものとする。

2 前項に規定する連合会の会長は、地区連合町会長がその任にあたるものとする。

3 連合会の会長は、活動の充実を図るために、消防団又は防災関係業務の経験者等から指導者を数名委嘱するものとする。

4 連合会の区域内に地区防災拠点(公民館等をあてる。)を設け、ここに防災資機材等を配備するものとする。

5 地区防災拠点に配備された防災資機材の管理運用は、連合会が行うものとし、防災訓練及び災害時の防災活動の際に、当該連合会の会長の承認によって使用させるものとする。

(組織結成後の指導助言)

第7条 組織結成後に行う防災訓練、研修会、その他防災活動の実施に伴う指導助言は、危機管理部防災課、消防局、防災関係機関、防災リーダー及び町会等が協力して指導助言を行うものとする。

(防災リーダーの育成)

第8条 市は、第1条に規定する目的を達成するために、防災リーダーを積極的に育成するものとする。また、防災リーダーは、組織が実施する避難訓練や防災訓練等の事業へ積極的に参画するものとし、組織構成員の防災意識を高揚させるなど地域防災力の向上に向けた組織活動の活性化に寄与するものとする。

(補助及び助成)

第9条 この要綱に基づき、組織を結成し、防災活動を実施する組織及び連合組織に対し、市は川口市自主防災組織活動補助金交付要領（平成30年4月1日施行）に基づき、予算の範囲内において結成に要する経費又は防災資機材の整備等に要する経費の一部を補助し、防災活動を助成するものとする。

(災害補償等)

第10条 災害対策基本法第65条第1項の規程による応急措置の業務に従事したことにより負傷、疾病、死亡、障害等となったときの補償については、川口市消防団員等公務災害補償条例（昭和32年条例第7号）によるものとする。

2 市が主催する防災訓練又は自主防災組織が市長に届け出て、その指導を受けて実施する防災訓練に参加した者が、その参加によって負傷又は死亡したときの補償については、川口市防火防災訓練災害補償規則（昭和57年規則第31号）によるものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

様式第1号（第5条関係）

自主防災組織（結成・変更）報告書

名 称		
町会・自治会名		
結成年月日		
代 表 者	住 所	
	氏 名	
	連絡先	
事 務 局	所在地	
	連絡責任者	(役職名) ----- (氏名)
	連絡先	
組織の規模	世帯数 () 世帯・隊員 () 名	
添付書類	1 規約 2 役員名簿（役職名、氏名、電話等） 3 組織編成図（人員を含む。） 4 区域図	

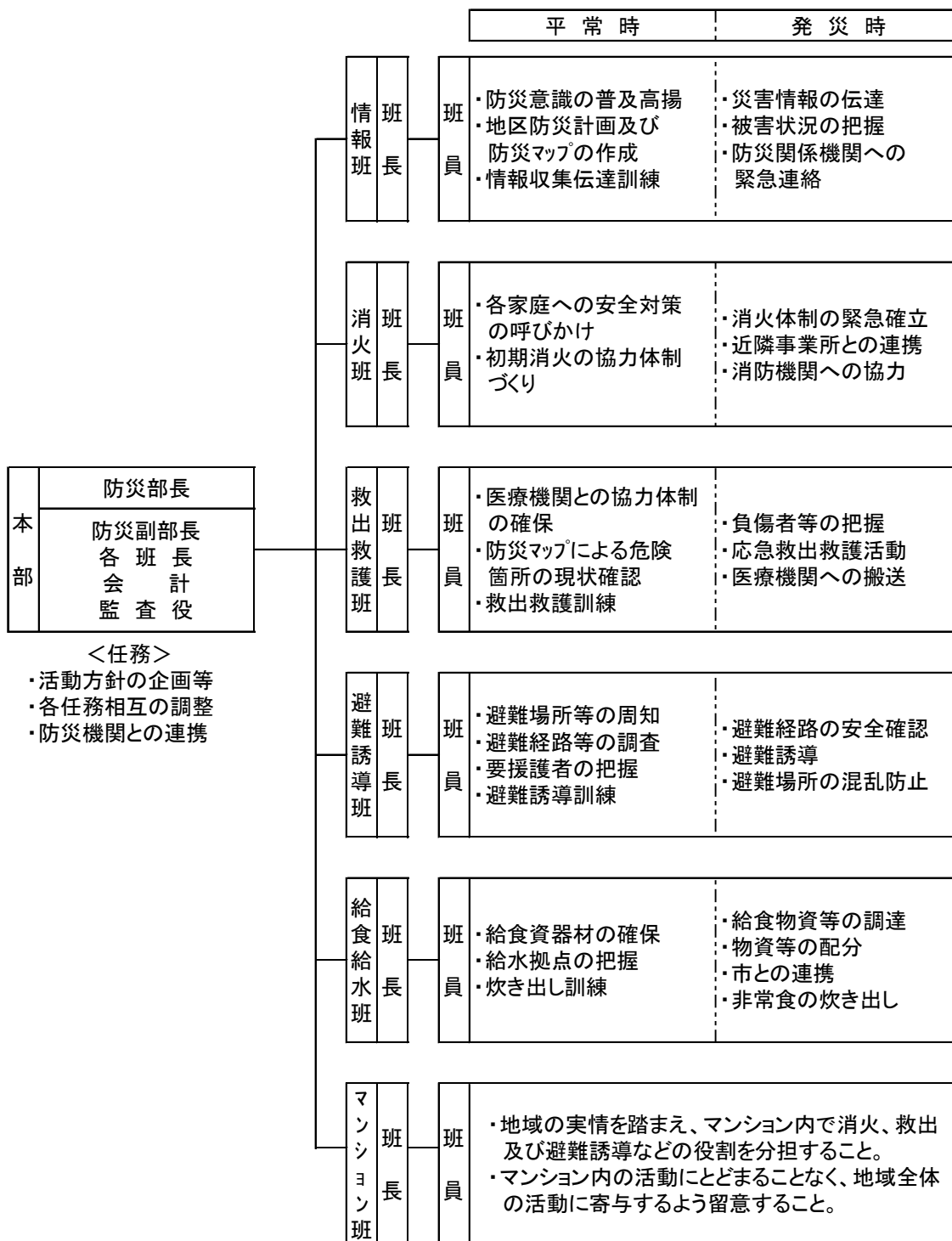
自主防災組織結成結果を上記のとおり報告いたします。

年 月 日
(あて先) 川口市長

住 所
氏 名

別図 1

自主防災組織における各班（部）の任務分担（例）



別図 2



<シンボル・マーク>

災害から私たちの街を守る意志を表わす盾の中に、川口市の花「てっぽうゆり」を配した。防災作業衣の腕ワッペン、ヘルメット、誘導旗マーク、防災機器の貼布マーク、パンフレット等に表示する。

<シンボル・カラー>

落ちついた青みがかった緑色、濃度はやや薄く、安全、信頼沈着の色彩とした。誘導旗、防災作業衣の地色その他に採用する。

(添付書類 例1)

〇〇町会防災部規約

(名 称)

第1条 この部は、〇〇町会防災部（以下「防災部」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 防災部の事務所は、〇〇町会会館内に置く。

(目 的)

第3条 防災部は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 防災部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導及び給食・給水等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他防災部の目的を達成するために必要な事項

(部 員)

第5条 防災部は、〇〇町会内にある世帯をもって構成する。

(役 員)

第6条 防災部に次の役員を置く。

- (1) 部 長 1人
- (2) 副部長 2人
- (3) 班 長 5人
- (4) 会 計 1人
- (5) 監査役 2人

(役員の仕事)

第7条 部長は、防災部を代表し、事業を統括し、平常時の予防活動及び地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故のあるときは、その職務を行う。

3 班長は、班員を指揮し、予防活動応急活動にあたる。

4 部長、副部長及び班長は、本部の構成員となり、事業の運営にあたる。

5 会計は、部の予算の編成、金銭の出納保管並びに収支決算を行う。

6 監査役は、部の会計を監査する。

(会議)

第8条 防災部に総会及び本部をおく。

(総会)

第9条 総会は、全部員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は部長が招集する。

4 総会は次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関すること。

(2) 防災計画の作成及び改正に関すること。

(3) 事業計画に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) その他、総会が特に必要と認めたこと。

5 総会は、その付議事項の一部を本部に委任することができる。

(本部)

第10条 本部は、部長、副部長及び班長によって構成する。

2 本部は次の事項を審議し、実施する。

(1) 総会へ提出すべきこと。

(2) 総会により委任されたこと。

(3) その他本部が特に必要と認めたこと。

(班の設置)

第11条 防災部は、第4条の事業を遂行するため、次の班をおく。

- (1) 情報班
- (2) 消火班
- (3) 救出救護班
- (4) 避難誘導班
- (5) 給食給水班
- (6) ○○○ (マンション名) 班

(防災計画)

第12条 防災部は、地盤等による被害の防止及び軽減を図るため防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導及び給食・給水に関すること。
- (5) その他必要な事項

(会費)

第13条 防災部の会費は、総会の議決を経て、別に定める。

(経費)

第14条 防災部の運営に要する経費は、会費やその他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第15条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第16条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計検査の結果を総会に報告しなければならない。

(添付書類 例2)

〇〇町会自主防災組織役員名簿

役員名	氏名	住所	電話番号	備考
防災部長				
防災副部長				
防災副部長				
会計				
監査役				
ブロック長				
情報班長				
消火班長				
救出救護班長				
避難誘導班長				
給食給水班長				
〇〇〇班長 (マンション名)				

(添付書類 例3)

〇〇町会防災部組織編成図及び分担



(添付書類 例4)

〇〇町会区域図

